

ESGとマネー・ローンダリングとの接点の理解： 金融機関における環境犯罪の防止

環境保護に関する法律は、多くの国で50年以上前から施行されていることはご存知の通りです¹²。また、国連環境計画（UNEP）や国際刑事警察機構（インターポール）といった国際的組織も、増加する環境犯罪、環境犯罪における贈収賄や汚職、環境犯罪が環境に与える破壊的影響を取り上げています³。

環境犯罪は、その実行者が得た収益の洗浄（マネー・ローンダリング）を試みるなど、マネー・ローンダリングとの強い関連があります。現在、政府・法執行機関および金融機関がマネー・ローンダリング防止や検知に多くの資源を投入しているにもかかわらず、環境犯罪は金融機関においてほとんど探知されないままとなっていますが、今後、規制当局や政府による環境・社会・ガバナンス（ESG）への明確なコミットメントに伴い、環境犯罪の防止・検知は金融機関における優先的課題として位置付けられるようになっていくと考えられます。

ここ数年、COP26⁴で2050年までにネットゼロを達成するための世界的な協調が進められ、規制当局がESGに関する課題に焦点を当てるようになったため、各金融機関はESG戦略の策定に力を入れるようになってきました。その主要な目的は、気候に悪影響を与える活動から利益を得る個人や組織の動きを制限することです。これらの活動には、違法伐採、野生動物の違法取引、廃棄物の密売などの環境犯罪が含まれます。

環境犯罪の被害総額は年間約1100億～2810億ドル⁵で、麻薬、偽造品、人身売買⁶に次ぐ世界第4位の犯罪行為となっています。環境犯罪の実行者は金融機関を通じた収益の洗浄を広く試みていることから、金融機関においては、環境犯罪を要因としたマネー・ローンダリングも含めて、最終的に顧客やサプライヤーに適用されるESGフレームワークやリスクマネジメントを確立し実践することが急務となっています。

以下では、環境犯罪の概要を説明し、金融機関がESGと金融犯罪やマネー・ローンダリング防止のフレームワークに、環境犯罪の防止・検知に係る戦略を組み込むために取るべき行動を提案します。

環境犯罪とは

環境犯罪⁷、すなわち環境および生態系の破壊はエコサイド（「エコ」と「ジェノサイド（大虐殺）」を組み合わせた言葉）と呼ばれ、一般的には深海底引トロール漁、原油流出、乱獲、深海鉱業、森林破壊、土地や水の汚染など、人間の故意または過失による自然環境の破壊⁸を指しますが、現状、世界共通の定義がありません。

マネー・ローンダリングやテロリストへの資金供給を防ぐ対策の基準をつくる国際組織であるFATF（Financial Action Task Force）は、2021年の報告書にて、環境犯罪の主な種

1 “Historical Development of Environmental Criminal Law,” U.S. Department of Justice, www.justice.gov/enrd/about-division/historical-development-environmental-criminal-law#:~:text=These%20cases%2C%20together%20with%20others,to%20extinction%20of%20entire%20species

2 “Dramatic Growth in Laws to Protect Environment, but Widespread Failure to Enforce, Finds Report,” UN Environment Programme, January 24, 2019, www.unep.org/news-and-stories/press-release/dramatic-growth-laws-protect-environment-widespread-failure-enforce.

3 “The Rise of Environmental Crime: A Growing Threat to Natural Resources Peace, Development and Security,” UN Environment Programme, www.unep.org/resources/report/rise-environmental-crime-growing-threat-natural-resources-peace-development-and.

4 UN Climate Change Conference UK 2021, <https://ukcop26.org>.

5 “Environmental Crime,” Financial Action Task Force, [www.fatf-gafi.org/publications/environmentalcrime/environmental-crime.html?hf=10&b=0&s=desc\(fatf_releasedate\)](http://www.fatf-gafi.org/publications/environmentalcrime/environmental-crime.html?hf=10&b=0&s=desc(fatf_releasedate)).

6 “The Rise of Environmental Crime: A Growing Threat to Natural Resources Peace, Development and Security,” UN Environment Programme, www.unep.org/resources/report/rise-environmental-crime-growing-threat-natural-resources-peace-development-and.

7 “Money Laundering From Environmental Crime,” Financial Action Task Force, July 2021, www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/Money-Laundering-from-Environmental-Crime.pdf.

8 “What Is Ecocide? Definition and Examples,” by Rebecca Clarke, June 30, 2021, Treehugger.com, <https://www.treehugger.com/what-is-ecocide-definition-and-examples-5188053>.

類、類型、脆弱性⁹について概観を示しています。この報告書は幅広い金融犯罪活動を対象としており、このうち環境犯罪について、環境犯罪による収益の最大3分の2を占める違法な廃棄物取引、林業、鉱業に焦点をあて言及しています。これらの違法な活動は、環境、経済、公衆衛生と安全に対して広範な影響を及ぼす可能性があります。

代表的な環境犯罪¹⁰

違法な伐採：国内法および国際法に違反した木材の伐採、加工、輸送、売買。

違法な土地開墾：農業、建築、不動産投機のための土地の違法な取得と開墾。

林業における違法行為：違法伐採・開墾などを含む、伐採・輸送から加工・販売までのサプライチェーン全体を対象とした林業分野での違法行為。

違法な採掘：国や地方自治体などの行政機関の許可なく、または汚職によって行政機関の許可を得た採掘活動。

廃棄物の密売：電気電子機器廃棄物(E-waste)、プラスチックおよび有害物質の不法輸出、不法投棄。

*FATFは、違法・無規制・無報告の漁業や違法な炭素取引など、その他の犯罪も環境犯罪として認知しています。

FATFは、主要経済国の環境犯罪に対する認識や優先順位の違いは地域によって異なるものの、その要因は一般的に以下のようなものと指摘しています。

- 環境犯罪の定義が標準化されていない
- 環境犯罪の抽象的・一般的な性質、その一方で、非常に個別具体的な場合があること
- マネー・ロンダリング防止とテロ資金対策に係る当局間の連携が限定的
- 法執行機関が犯罪収益を捜査し追跡するための権限や資源が不十分

環境犯罪と社会問題が重なるケースも少なくありません。例えば、違法な採掘や鉱物抽出・加工(ブラッドダイヤモンド

ドなど)は非人道的で危険な労働条件を伴うことが多く、人身売買や野生動物の売買は同じ取引ルート¹¹をたどることがあります。こうした社会問題はこれまで注目されてきましたが、環境犯罪と位置付けてその防止と摘発が促進されることで、その認知度はさらに高まると考えられます。

また、金融機関は規制当局から何を求められているか、を考慮すると、これまで金融業界は歴史的に環境犯罪に焦点を当てたことはないため(ただし、多くの金融機関は、2019年に設立された **United for Wildlife Financial Taskforce** などの自主的かつ慈善的な取り組みに参加しています¹²)、金融機関が環境犯罪に対するフレームワークを開発するために、政府、規制当局および法執行機関に対して、次のことを期待すると思われまます。

- 国別またはセクター別のマネー・ロンダリングに係るリスク評価において環境犯罪を考慮・反映し、監督上の枠組みや要請に組み込む。(米国など一部の国では、施行された形跡はないものの、すでにこの活動を行っている)。
- 環境犯罪を捜査し起訴するための法執行機関の活動を国内外に公表する。
- 金融機関による適切なモニタリングを可能にするため、環境犯罪の種類を公表する。
- ESGフレームワークのガイダンスにおいて、環境犯罪の防止を強調する。

加えて、金融機関は、メディア・スクリーニングを提供する専門会社に対し、環境犯罪に係る事案やリスクを情報提供の範囲として含むことを徹底するよう求めると考えられます。

環境犯罪リスクを、 フレームワークの管理対象に組み込む

環境犯罪は、金融機関の金融犯罪とESGのフレームワークのあらゆる側面で特定され、対処される必要があります。以下の項では、既存のリスク管理フレームワークに環境犯罪リスクを組み込むための考察を行います。

ESGフレームワークの検討

- **経営陣による監督：**取締役会やリスク管理委員会は、リスクアペタイトや顧客受入方針をレビューし承認するプロセスを具備することが求められます。このプロセスには、収益獲得と資本への影響、金融犯罪リスク評価への影響、ESGへのコミットメントや規制要件への影響をより広く

⁹ "Money Laundering From Environmental Crime."

¹⁰ "Environmental Crime," Financial Action Task Force.

¹¹ "Environmental Crime," Interpol, www.interpol.int/Crimes/Environmental-crime.

¹² "Environmental Crime," Financial Action Task Force.

評価することが含まれます。経営陣は、鉱業、林業などリスクの高い特定のセクターや国など、環境犯罪と密接に関連するセクターに関する詳細な報告を受け、リスクプロファイルを継続的に見直し、マネジメントできるようにする必要があります。

- **リスクアペタイトと顧客受入方針**：環境犯罪の疑いだけでなく、金融機関は顧客受入に関する意思決定において ESG 戦略や風評リスクを考慮する必要があります。これらを考慮するには、活動が違法ではないものの金融機関の ESG に係るリスクアペタイトを超えるものや、環境犯罪や「エコサイド」を促進すると一般に認識されている可能性がある顧客（例えば、著しい汚染減や温室効果ガス排出の発生源、暗号通貨採掘業者のような限られた経済利益のためにエネルギーを消費する顧客）が含まれます。特に今後、特定のセクターや国において気候関連リスクに関する報告や開示が増えれば、意思決定の参考材料ともなりえます。
- **顧客のサプライチェーン**：ESG の要件と開示は、第三者のサプライチェーン管理、特にスコープ 3（バリューチェーン）の排出量¹³ に対する把握を求めています。これは、顧客が環境犯罪に関与している当事者と取引するリスクを評価するためにも必要です。この種のデューデリジェンスには、顧客のビジネス、取引、活動の性質に関する詳細な情報と検証が必要ですが、そこから得られる情報は、ESG と金融犯罪の両方のリスク評価にとって有用なものとなります。
- **顧客との接点と情報収集**：ESG は、顧客、サプライヤー、その他の第三者から、膨大な情報と開示を要求します。必要な情報を得るために、金融機関は次のようなことを考慮し、データ収集とチェックのプロセスについて統合を行います。
 - * 良好な顧客体験を維持しながら、ESG や金融犯罪の評価に必要な情報を得るための最も効果的な方法は何か。
 - * 契約時や取引開始の際の顧客コンタクトのタイミングを活用して情報収集を行うことは可能か。

さらに、取引モニタリングのレビュー、取引のパターンや特定の取引から収集された情報は、ESG のレビューや検討において価値があるものとなるかもしれません。

金融犯罪リスク管理の

フレームワークに関する考慮事項

- **経営陣による監督、経営陣に対する報告**：シニアマネジメントは、金融犯罪リスク管理のフレームワークの運用において重要な役割を担っています。経営陣は、リスクアペタイトを設定し、リスクテイクやリスク管理の状況に対し必要に応じて異議を表明し、監督するために適切な情報や管理指標の報告を受ける必要があります。また必要に応じ、金融犯罪リスク管理のフレームワークの中で新たに生まれた分野として環境犯罪を含めるべく、経営陣による追加的な投資の承認が必要となる場合があります。すなわち経営陣は、環境犯罪を ESG のフレームワークと整合させることを検討する役割を担います。
- **リスクアペタイトステートメントと、金融犯罪に対する全社的リスクアセスメント(EWRA)**：金融犯罪リスク管理のフレームワークの基本的な要素は、リスクアペタイトを定義することです。これは、特に環境と関連性のある犯罪に当てはまるため重要です。環境犯罪は ESG リスクアペタイトと金融犯罪リスクアペタイトの双方に影響を与えるため、金融機関は ESG リスクアペタイトを設定する際に、金融犯罪リスクアペタイトを適切に整合させる必要があります。レビューや ESG の観点から、合法的なビジネスであってもリスクが高すぎる場合には同様の調整が必要になります。金融機関のマネー・ロンダリングに係る責任者は、サステナビリティ責任者およびリスク管理責任者と協力し、意図する成果、KPI・KRI（リスク管理指標）及び許容範囲の説明に裏打ちされた、一貫した詳細なリスクアペタイトステートメントを作成する必要があります。このリスクアペタイトステートメントは、他のものと同様、シニアマネジメントによってレビューされ、承認されるべきものです。

EWRA のプロセスにおいては、リスク特定・評価に際して環境犯罪も考慮すべきです。各国政府のリスクアセスメントに環境犯罪を含めることで、金融機関の既存顧客やターゲット顧客、市場、商品群に与える影響を具体的かつ詳細に検討することができ、金融犯罪リスクに応じたアプローチを支えることができます。

- **顧客のリスク評価手法**：金融犯罪に関連するすべてのリスク要因を含む適切なリスク評価手法は、管理フレームワークを成功させるために不可欠です。金融機関は、国や地域、顧客、商品やサービスに関連する金融犯罪リスクをカバーする、確立された方法論を具備する必要があります。リスク評価手法の検討の際に議論すべき論点には、以下のようなものがあります。

13 "Scope 3 Inventory Guidance," U.S. Environmental Protection Agency, www.epa.gov/climateleadership/scope-3-inventory-guidance.

* カントリーリスク：環境犯罪は、林産物、鉱物、野生生物などの天然資源が豊富な国を発端として起きる可能性があります¹⁴。また、発展途上国は先進国に比べて法規制や環境保護が厳しくない場合が多いため、環境犯罪のリスクが高い可能性があります。さらに環境犯罪は、武力衝突を伴う地域紛争の各当事者の資金源となることもあるため、紛争が活発な地域やその周辺地域においてもリスク要因になりえます。

各金融機関は、カントリーリスクを評価し、顧客の事業拠点、サプライチェーン、支払が発生する取引など、リスク増加要因をカントリーリスクや地理的・地政学的リスク評価に組み込む必要があります。

* 顧客リスク：環境犯罪の実行者がフロント・カンパニーやシェル・カンパニーを利用して実質的支配者を隠ぺいしたり、企業や企業の支配構造に関与している外国政府等において重要な地位を占める者(PEPs)を隠ぺいしたりするなど、環境犯罪の特徴のいくつかは、顧客リスクを著しく高める可能性があります¹⁵。不必要に複雑な法的構造や不透明な法的構造は、金融機関にとってより高いリスク要因となります。特にPEPsが関与している場合、これらのリスクの組み合わせは、より高い環境犯罪リスクを示す可能性があるため、リスク評価を行う必要があります。

* 商品・サービスリスク：環境犯罪の実行者の多くは、商取引を悪用して不正行為を行っています¹⁶。そのため貿易金融ビジネスは、環境犯罪のマナー・ローンダリングに利用されるリスクが高い可能性があります。金融機関は、取引の複雑な性質や量、取引される商品に関する過大申告や過小申告、虚偽の説明の可能性を考慮し、これらのサービスから生じる追加的な環境犯罪リスクを検討する必要があります。金融機関は、特にリスクの高い国・地域に拠点を置くコルレス銀行に対するリスク評価も考慮する必要があります。また、商品によっては、環境犯罪リスクが高いものもあります。金融機関は、リスクに応じたアプローチに基づき、それらの商品が生産されるセクターにおけるビジネスを回避することもできます。例えば、中央アフリカ共和国¹⁷では、違法な金採掘が行われており、多くの金融機関がそういった理由から当該国との取引を拒否しています。

● **顧客デューデリジェンス(CDD)と厳格な顧客デューデリジェンス(EDD)の要件**：リスクアペタイトおよび顧客リスク評価が決定された後、金融機関はCDD手続きの中で環境犯罪リスクをどのように軽減するかを検討することになります。他の金融犯罪と同様に、このプロセスは、顧客のビジネスの性質、法人の組織構造と実質的支配者、想定される取引の性質および範囲を証明するために必要な文書を複数組み合わせることが必要になると考えられます。また、公的な登録簿があれば、それも貴重な情報源となります。顧客のレピュテーションや犯罪行為との関連性などの局地的な知見によって補完されるクライアントへの現地訪問は、さらなる洞察力が得られます。同様に、資金源や財産の出所を確認することも重要となります。

● **継続的なモニタリングと定期的なレビュー**：定期的なレビューは、依然として金融犯罪リスク管理のフレームワークの重要な要素です。特に、時間の経過とともに、環境犯罪の新たなカテゴリーを導入する法令が制定される可能性があると思われる場合には、なおさら重要となります。FATFは、環境犯罪の影響を受けやすい業界においては、合法的な活動と違法な活動が混在することがしばしばあり、この傾向は時間の経過とともに進行する可能性があることを示唆しています。金融機関は、必要なすべての顧客情報を更新し、顧客のビジネス、活動、規模に関する認識を新たにすることが重要であり、また、これらのレビュー結果を疑わしい活動を特定するための取引モニタリングに反映することが重要になります。

● **スクリーニングの実施**：環境犯罪のリスクは、PEPsの関与によって高まります。そのため、特にリスクの高い国や政府機関の外国PEPsを特定する必要性は、リスクに応じたアプローチで顧客や関係者を定期的にスクリーニングする必要性を強調します。企業、実質的支配者または役員に係る環境犯罪リスク指標に関するネガティブニュース・スクリーニングは、さらなる調査が必要な領域を特定するのに役立ちます。懸念事項に根拠があるかどうかを明確にするためには、局地的な知見が必要であると考えられます。環境犯罪は公務員への贈賄によって行われることも多く、贈賄や汚職の疑惑に関するネガティブニュースをスクリーニングすることも重要な評価となり得ます。

● **取引モニタリング**：環境犯罪の実行者は、オンボーディング手続きに際して確認する文書や利用可能な公的情報源が限られている国において検知を逃れるための手段を講じるため、そのような国で多くの犯罪が発生する可能

14 "Environmental Crime," Financial Action Task Force.

15 Ibid.

16 Ibid.

17 "Organized Environmental Crime: Why It Matters for Peace Operations," by Dr. Marina Caparini, Stockholm International Peace Research Institute, May 12, 2022, www.sipri.org/commentary/topical-backgrounders/2022/organized-environmental-crime-why-it-matters-peace-operations.

性があります。そのため、取引モニタリングは疑わしい活動を明らかにし、環境犯罪を防止する最も有効な方法の1つとなります。これには、同業他社と比較した際の異常な取引パターン、収益性や活動度合いの検知が含まれます。FATFは、環境犯罪のリスク指標として、以下が含まれることを示しています。

- * 取引およびキャッシュ・フローの性質、要因、取引先
- * 経済活動の異常な増加または説明がつかない増加
- * 顧客の活動
- * PEPの関与
- * 特に紛争地域付近における天然資源に関するライセンス、許可、その他の権利を伴う活動

FATFが強調するもう1つの環境犯罪の経路は、第三者による送金です。金融機関は、特にリスクの高い顧客に対して、例外的に特定の口座からの第三者による送金や支払いを許可するために、適切な措置が確実に実施されるようにしなければなりません。

金融機関は、顧客基盤や全社的なリスク評価に適用されるこれらのリスク指標をどのように特定するのが最善か、また、これらを特定するための取引モニタリングシステムをどのように適用するのが最善かを評価する必要があります。

ポリシーと手続

金融機関は、自らのポリシーや手続のレビューおよび更新、求められるすべての変更を反映させるためのシステムガイドとマニュアルの改訂、追加の文書化の必要性とリスクアセスメントを確立する必要があります。

トレーニングおよび意識向上

多くの規制当局は、役職員のESG研修と「グリーンウォッシュ」の回避の必要性を強調しており¹⁸、各金融機関は役職員の役割に応じAMLやより広範な金融犯罪への対応をカバーする研修プログラムを実施しています。これら

のプログラムは、ESGと環境犯罪の防止との関連性、環境犯罪の要因に関する詳細、リスク指標、識別と報告のための管理などに焦点をあてたものに再構築する必要があります。場合によっては、顕在化した個別事例を用いたスタッフへのトレーニングが有効です。環境犯罪やESGリスクアペタイトの観点から何が許容されるかを判断することの重要性が増すと予想されることから、頻繁なトレーニング(少なくとも年次)が必要になると考えられます。

今、金融機関にできることは

金融機関は、環境犯罪の検知・防止プログラムを推進するにあたり、以下の点に留意する必要があります。

- 積極的に行動すること。金融機関は、環境犯罪に関する検討事項を組織のリスク構成に一体化するプロセスを開始する必要があります。必要な情報や評価を明確にし、それらを収集するために行動する金融機関は、情報を得るための単発的な活動を行うのではなく、特定の要件を定期的なレビューに組み込めるようになることが必要です。
- 他の組織と連携し、知見を共有すること。ガイダンス作成のため業界レベルで協力する必要があります。
- 業界や国の脆弱性を明らかにし、類型化を促進する「Suspicious Activity Report (疑わしい取引の報告)」を作成することで、法執行機関が環境犯罪の要因と方法をよりよく理解できるようにすること。

結論

環境犯罪はこれまであまり注目されてきませんでした。ESGに係る課題提起によってその注目度は高まっています。ESGと同様に、環境犯罪の定義も時間の経過とともに進化し、ビジネス上の意思決定がより明確になると考えられます。その進化を形作るために、金融機関はESGと金融犯罪リスク管理のフレームワークに環境犯罪のリスクを含めることが当面の課題です。今、行動することは、金融業界、ひいては社会全体に大きな利益をもたらします。

18 "A Strategy For Positive Change: Our ESG Priorities," Financial Conduct Authority, June 29, 2022, www.fca.org.uk/publications/corporate-documents/strategy-positive-change-our-esg-priorities.

プロティビティの金融犯罪および ESGプラクティスについて

プロティビティの金融犯罪プラクティスは、AML/CTFおよび制裁リスク評価、統制強化、変更可能性の組み合わせによって、金融機関が規制上の義務を果たし、金融犯罪にさらされる機会を減らすことを支援することを専門としており、効果的なオペレーショナルリスクとコンプライアンスフレームワークを提供します。当社の専門家チームは、金融犯罪、詐欺、汚職、職務上の不正行為、その他の金融ビジネスリスクに対する企業の脆弱性について積極的に助言し、企業ブランドおよびその評判の維持・向上を支援します。

プロティビティのESGプラクティスは、課題、リスクと機会、ステークホルダーへの影響の概要を示したESGフレームワークを使用し、複数のESGトピックにわたる専門的知見および支援を提供します。当社のESGフレームワークは、金融機関を支援する当社のアプローチに反映され、金融機関固有の状況に合わせた全体的なアプローチを可能にします。プロティビティのESGプラクティスは、ESGフレームワーク、ESGデータ管理、ESG内部統制、ESG能力成熟度評価など、ESG評価により金融機関をサポートすることができます。

プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとの的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。25ヶ国、85を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、デジタル、オペレーション、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。プロティビティは、米国フォーチュン誌の2022年働きがいのある会社ベスト100に選出され、Fortune 100の80%以上、Fortune 500の約80%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロティビティは、1948年に設立され現在S&P500の一社であるRobert Half International (RHI)の100%子会社です。